

# 誓約書

私は、出店するに当たり、次の事項について厳守することを誓約します。

- 1 私と私の同一生計の者は、暴力団員ではありません。
- 2 私（当社）は、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係ではありません。
- 3 出店に関し、他人に名義を貸しません（私以外の者が営業しません）。
- 4 補助者として、暴力団には従事させません。
- 5 会場及びその周辺において、粗野又は乱暴な言動をしたり、入れ墨をちらつかせたりするなど周囲の人に迷惑をかけ、又は不安を与えるような行為はしません。
- 6 暴力団排除条例を遵守し、暴力団に用心棒代やみかじめ料等の利益を供与しません。
- 7 暴力団を排除するため、出店申請書等が関係機関に提出されることに同意します。
- 8 粗悪な商品や不当な表示等と指摘されるような商品は販売しません。
- 9 私は、主催者及び関係機関から、営業開始前、営業中を問わず、販売状況を確認するための質問、聴取、商品の現況確認、関係資料の提出等の求めがあればこれに応じ、適正運営に協力します。
- 10 行事の関係者の指示には積極的に従い、行事の運営には全面的に協力します。
- 11 私は、各種法律、規則を遵守し、上記各事項に偽りがあった場合は、出店承認の取消し又は撤去の措置をとられても、一切異議申し立てをいたしません。

令和 年 月 日

加西市長 殿

住所または所在地

氏名または名称及び代表者職氏名

## 兵庫県暴力団排除条例抜粋

(利益の供与の禁止)

第20条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団員がその人の業務を行うことを容することの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益の供与（以下単に「利益の供与」という。）をすること。

(2) 暴力団員がその人の業務に関する他人との紛争の解決又は鎮圧を行うことの対償として、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、利益の供与をすること。

2 何人も、前項に掲げる行為のほか、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って、利益の供与をしてはならない。

## 加西市暴力団排除条例抜粋

(利益の供与の禁止)

第11条 市民及び事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。